

2011年8月3日

No.133

# 又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 東 篤

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: www.s-mataichi.com

## 原発賠償は、税金でなく出資者の負担で

又市征治副党首は8月2日、復興特別委で原子力災害の賠償責任について、無限責任を緩める改正に反対し、税金でなく役員・出資企業・銀行、株主等に応分の負担を求めよと主張。

また原発20<sup>㌦</sup>圏内『警戒区域＝立入禁止』で自治体職員が従事している作業は、線量計の携帯、時間など、「立入り基準」を厳守させ、長期的に健康診断を励行せよなどと求めました。



総務委員派遣で宮城県女川町の移動郵便局を視察する又市副党首【5/12】

## 20<sup>㌦</sup>圏内で働く自治体職員の健康を守れ

**又市:**看過されてきたが自治体職員は水素爆発直後、20<sup>㌦</sup>圏内で住民の避難支援や屋外業務をし、4月22日の警戒区域立入り禁止後も、排水ポンプ設置作業、家畜の調査や殺処分、犬の捕獲など、4月上旬から6月末の間、県職員だけで延べ647人が従事。時間は2時間とされながら4～6時間。これは「警戒区域への一時立入基準」に従っているのか。【答 海江田経産相=災対本部長】県から協議が来て、同意している。しかし別途『原子力災害法26条』で自治体の立入りは自由だ。

**又市:**ずさんな安全管理で職員は被曝する 組合が健康診断を求めている。【答 鈴木総務副大臣】ご指摘を受け、県に助言した。(今月下旬までに健康診断を行なう)。

**又市:**線量計の増加、26条の厳格化を ①線量計の携帯や時間・回数制限など、『立入り基準』をもっと厳しく。また法26条の自治体判断も厳格にせよ。②職員が線量計を十分に持たされていない。県・市町村合せて5,000個程度必要。福島では調達できないなら政府がアレンジせよ。【答 海江田】①は行動基準を早急に作る。②は2次補正の原子力災害基金962億円から使って。

**又市:**福島に原発被災特別法を 警戒区域は当分解除されない。公益目的の立入り作業は続き、一般の土木建築や運送労働者等にも広がる。福島県は一般災害対策では律しきれない今次原発災害について、特別法の制定を求めている。【答 菅総理】県と協議する。法的措置を含め8月中に決める。